

令和6年度 高森町立高森中央小学校における教育課程特例校の取組について

高森中央小では、令和5年4月1日から令和7年3月31日まで、「教育課程特例校」の指定を受け、小学3、4年生に年間35時間の外国語活動の時数を、創設した外国語「英語科」として授業を行ってきました。令和7年からは、「授業時数特例校」の指定に変わります。

【高森町新教育プラン(第4次)】
高森町研究課題
自立した学習者の育成

	学年	標準時数	外国語活動	外国語	外国語科時数
これまで積み上げてきた、高森町の英語教育の一層の充実と小中一貫教育の具体的取組として、外国語教育の体系化を図り、系統性・継続性のある小中一貫教育を進めました。	小3	35	－35		35
	小4	35	－35		35
	小5	70		70	
	小6	70		70	

高森の学び

学びを見通す
課題を自ら設定し、解決への課程や方法を見通す力をつけます。

学びを選択する
学びの方法・内容を自ら選択・活用し、他者と協働して課題を解決する力をつけます。

学びを実感する
学びの状況を自ら把握し、学びを調整する力をつけます。

「教育課程特例校」とは？ 学校教育法施行規則第55条の2に基づき、学校又は地域の特色を生かし、学習指導要領等によらない特別の教育課程を編成し実施することができる学校のことです。高森中央小学校は、文部科学省から教育課程特例校として指定を受け、特別の教育課程を編成・実施していました。